

安倍政権の戦争をするための教育方針に反対する決議

1 近時、安倍政権は戦争をするための国民教育の歩みを加速させている。

新しい幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、及び中学校学習指導要領においては、子ども達に愛国心を持たせることを明記された。また、中学校学習指導要領の保健体育では、武道の種目の一例に「銃剣道」を明記し、2017年4月14日には、このことについて「『軍国主義の復活や戦前回帰の一環』との指摘は当たらない」との答弁書を閣議決定した。

さらに、同月31日には、戦前・戦中に道徳や教育の基本方針とされた教育勅語について、「憲法や教育基本法等に反しないような形で教材として用いることまでは否定されることではない」との答弁書を閣議決定した。

加えて、政府は、国が定めたあるべき家庭での教育方針について、地方自治体・学校・地域住民に対して協力を求めるという内容の家庭教育支援法案を国会に提出するとも報道されている。

2 これらの動きは、戦前回帰、戦争するための国民教育を進めるものに他ならない。

学習指導要領等における愛国心の押し付けは、まさに戦前の教育を想起させるものである。銃剣道は、戦時下において敵を殺すための訓練として実施されていたもので、戦後は自衛隊員の訓練として行われている。それを学校教育の場に取り入れようとするのは軍国主義の復活・戦前回帰の一環と位置づけられるべきものである。また、教育勅語は、戦時下における侵略戦争遂行のための国民教育の根幹として使用されたものあり、その教育勅語を批判的な観点での指導を伴わずに教材に使用するのは戦時教育を復活するということと同義である。さらに、戦時下においては、戦時家庭教育指導要項をもとに戦争に向けた家庭教育・学校教育がなされたが、家庭教育支援法案は戦時教育指導要項と同様に国が家庭へ介入する性質を有するものであり、戦争法を制定し、憲法9条を改憲して戦争ができる国づくりをこの間進めている安倍政権が、あるべき家庭教育の内容として「戦争をする国に奉仕する」教育や子育てをあるべき家庭教育と位置づけることは火を見るより明らかであるというべきである。

3 戦時、国が国民を戦争に奉仕させるよう教育したことが、大きな悲劇を生み出した。だからこそ、戦後、国が教育を含めた個人の思想に関与してはならないことを憲法に明記し、戦時教育の根幹であった教育勅語は1948年には衆参両院で排除決議・失効確認決議がなされたのである。

安倍政権の進める教育への介入は、国の求める国民像を国民に押し付けるものであり。憲法が根幹としている個人の尊厳の精神と相容れない。戦時教育を是認・復活させ、学校教育・家庭教育に再び国家が関与させ、戦争へと突き進むことがあってはならない。

4 自由法曹団は、安倍政権が進める戦争をする国民を作り出すためのあらゆる教育政策に断固として反対する。

2017年5月22日

自由法曹団

2017年群馬・磯部5月研究討論集会